

那覇市公報

号外第705号

毎月2回 1, 15日発行
発 行 所
那覇市泉崎1丁目1番1号
那覇市総務部総務課

目 次

◇条 例

- 那覇市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例（財政課）・1022
- 那覇市介護保険条例及び那覇市後期高齢者医療に関する条例の一部を
改正する条例（ちゃーがんじゅう課）…………… 1024
- 那覇市手数料条例の一部を改正する条例（建築指導課）…………… 1026
- 那覇市保育所設置及び管理条例の一部を改正する条例（こども政策課）… 1032
- 那覇市特別会計条例の一部を改正する条例（財政課）…………… 1034
- 那覇市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の
一部を改正する条例（人事課）…………… 1036
- 那覇市都市モノレール整備基金条例の一部を改正する条例（都市計画課）・1038
- 那覇市営住宅条例の一部を改正する条例（市営住宅室）…………… 1040

◇規 則

- 那覇市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例施行規則
（財政課）…………… 1042
- 那覇市保育所設置及び管理条例施行規則の一部を改正する規則
（こども政策課）…………… 1044
- 那覇市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例
施行規則の一部を改正する規則（人事課）…………… 1046
- 那覇市職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する
規則（人事課）…………… 1048
- 那覇市営住宅条例施行規則の一部を改正する規則（市営住宅室）…………… 1050

- 那覇市職員の給与に関する条例及び那覇市立病院企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例付則第4項及び第7項から第9項までの規程による給料等に関する規則の一部を改正する規則（人事課）・・・1052

条 例

那覇市条例第41号

平成21年12月28日

那覇市長長期継続契約を締結することができる契約を定める条例をここに公布する。

那覇市長 翁 長 雄 志

那覇市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例

（趣旨）

第1条 この条例は、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「政令」という。)第167条の17の規定に基づき、長期継続契約(地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条の3に規定する契約をいう。)を締結することができる契約について定めるものとする。

（長期継続契約を締結することができる契約）

第2条 政令第167条の17に規定する条例で定める契約は、次に掲げるものとする。

- (1) 物品を借り入れる契約で、商慣習上複数年にわたり契約を締結することが一般的であるもので規則で定めるもの
- (2) 継続的な役務の提供を受ける契約で、複数年にわたり契約を締結することを要するもので規則で定めるもの

（委任）

第3条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

付 則

この条例は、平成22年2月1日から施行する。

那覇市条例第42号

平成21年12月28日

那覇市介護保険条例及び那覇市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する
条例をここに公布する。

那覇市長 翁 長 雄 志

那覇市介護保険条例及び那覇市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例

(那覇市介護保険条例の一部改正)

第1条 那覇市介護保険条例(平成12年那覇市条例第27号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(延滞金) 第11条 保険料の納付義務者は、納期限後にその保険料を納付する場合においては、当該納付金額に、その納期限の翌日から納付の日までの期間に応じ、当該金額につき年14.6パーセント(当該納期限の翌日から<u>1月</u>を経過する日までの期間については、年7.3パーセント)の割合を乗じて得た金額に相当する延滞金の額を加えた金額を納付しなければならない。 2～5 [略]	(延滞金) 第11条 保険料の納付義務者は、納期限後にその保険料を納付する場合においては、当該納付金額に、その納期限の翌日から納付の日までの期間に応じ、当該金額につき年14.6パーセント(当該納期限の翌日から<u>3月</u>を経過する日までの期間については、年7.3パーセント)の割合を乗じて得た金額に相当する延滞金の額を加えた金額を納付しなければならない。 2～5 [略]
備考 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。	

(那覇市後期高齢者医療に関する条例の一部改正)

第2条 那覇市後期高齢者医療に関する条例(平成20年那覇市条例第1号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(延滞金) 第6条 納付義務者は、納期限後にその保険料を納付する場合においては、当該納付金額に、その納期限の翌日から納付の日までの期間に応じ、当該金額が2,000円以上(1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)であるときは、当該金額につき年14.6パーセント(当該納期限の翌日から<u>1月</u>を経過する日までの期間については、年7.3パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければならない。ただし、延滞金に100円未満の端数が生じたとき、又はその金額が1,000円未満であるときは、その端数又はその全額を切り捨てる。	(延滞金) 第6条 納付義務者は、納期限後にその保険料を納付する場合においては、当該納付金額に、その納期限の翌日から納付の日までの期間に応じ、当該金額が2,000円以上(1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)であるときは、当該金額につき年14.6パーセント(当該納期限の翌日から<u>3月</u>を経過する日までの期間については、年7.3パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければならない。ただし、延滞金に100円未満の端数が生じたとき、又はその金額が1,000円未満であるときは、その端数又はその全額を切り捨てる。

2～3 [略]	2～3 [略]
備考 第1条の表備考の規定は、この表による改正について準用する。	

付 則

- 1 この条例は、平成22年1月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の那覇市介護保険条例第11条第1項及び第2条の規定による改正後の那覇市後期高齢者医療に関する条例第6条第1項の規定は、この条例の施行の日以後に納期限の到来する保険料に係る延滞金について適用し、同日前に納期限の到来する保険料に係る延滞金については、なお従前の例による。

那覇市条例第43号

平成21年12月28日

那覇市手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

那覇市長 翁 長 雄 志

那覇市手数料条例の一部を改正する条例

那覇市手数料条例(1951年那覇市条例第2号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
第5条 次の各号のいずれかに該当する場合は、手数料を減免することができる。 (1)～(4) [略] (5) [略] [別表 別記]	第5条 [略] (1)～(4) [略] (5) <u>身体障害者補助犬法(平成14年法律第49号)第2条第1項に規定する身体障害者補助犬に係る別表(30)の項から(33)の項までに掲げるものの交付請求があったとき。</u> (6) [略] [別表 別記]
備考 1 改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)に対応する改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)がない場合には、当該改正後部分を加える。 2 改正部分に対応する改正後部分がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。 3 表の改正規定において、改正後部分及び改正後部分に係る罫線に対応する改正部分及び改正部分に係る罫線がない場合には、当該改正後部分及び当該改正後部分に係る罫線を加える。	

付 則

この条例は、平成22年4月1日から施行する。ただし、第5条第5号を同条第6号とし、同条第4号の次に1号を加える改正規定は、公布の日から施行する。

[改正前 別記]

別表(第1条関係)

	事務	手数料の名称	手数料の額
(1)～(38) [略]			
(39)	その他諸証明	[略]	

[改正後 別記]

別表(第1条関係)

	事務	手数料の名称	手数料の額
(1)～(38) [略]			

(39)	長期優良住宅の普及の促進に関する法律(平成20年法律第87号)第5条第1項から第3項までの規定に基づく長期優良住宅建築等計画(同法第6条第1項各号に掲げる基準に適合していることにつき、あらかじめ住宅の品質確保の促進等に関する法律(平成11年法律第81号)第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関(以下「登録住宅性能評価機関」という。)による審査を受けたものを除く。)の認定の申請に対する審査	長期優良住宅建築等計画認定申請手数料	次に掲げる区分に応じ、それぞれ当該区分に定める額(申請に併せて長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第2項の規定に基づく申出がある場合にあっては、当該申請に係る建築物、建築設備又は工作物(以下「建築物等」という。)ごとにそれぞれ那覇市建築確認等手数料条例(平成19年那覇市条例第4号)別表第1に掲げる額(構造計算適合性判定を要する部分が含まれる場合にあっては同条例別表第2に掲げる額に100分の105を乗じて得た額を加えた額)を、当該申請に係る長期優良住宅建築等計画の認定について同時に申請された住戸の合計数で除して得た額(その額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)を加算した額) ア 一戸建ての住宅 52,000円 イ 共同住宅等 次に掲げる建築物の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ当該区分に定める額を、当該建築物に係る長期優良住宅建築等計画の認定について同時に申請された住戸の合計数で除して得た額(その額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額) (ア) 500平方メートル以下の建築物 119,000円 (イ) 500平方メートルを超え1,000平方メートル以下の建築物 188,000円 (ウ) 1,000平方メートルを超え3,000平方メートル以下の建築物 375,000円 (エ) 3,000平方メートルを超え5,000平方メートル以下の建築物 668,000円 (オ) 5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以下の建築物 1,146,000円 (カ) 10,000平方メートル以上の建築物 1,460,000円
------	---	---------------------------	--

			<u>トルを超え20,000平方メートル以下の建築物 2,129,000円</u> <u>(キ) 20,000平方メートルを超え30,000平方メートル以下の建築物 3,060,000円</u> <u>(ク) 30,000平方メートルを超える建築物 3,767,000円</u>
(40)	<u>長期優良住宅の普及の促進に関する法律第5条第1項から第3項までの規定に基づく長期優良住宅建築等計画(同法第6条第1項各号に掲げる基準に適合していることにつき、あらかじめ登録住宅性能評価機関による審査を受けたものに限る。)の認定の申請に対する審査</u>	<u>登録住宅性能評価機関による審査を受けた長期優良住宅建築等計画の認定申請手数料</u>	次に掲げる区分に応じ、それぞれ当該区分に定める額(申請に併せて長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第2項の規定に基づく申出がある場合にあっては、当該申請に係る建築物等ごとにそれぞれ那覇市建築確認等手数料条例別表第1に掲げる額(構造計算適合性判定を要する部分が含まれる場合にあっては同条例別表第2に掲げる額に100分の105を乗じて得た額を加えた額)を、当該申請に係る長期優良住宅建築等計画の認定について同時に申請された住戸の合計数で除して得た額(その額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)を加算した額) <u>ア 一戸建ての住宅 6,000円</u> <u>イ 共同住宅等 次に掲げる建築物の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ当該区分に定める額を、当該建築物に係る長期優良住宅建築等計画の認定について同時に申請された住戸の合計数で除して得た額(その額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)</u> <u>(ア) 500平方メートル以下の建築物 11,000円</u> <u>(イ) 500平方メートルを超え1,000平方メートル以下の建築物 18,000円</u> <u>(ウ) 1,000平方メートルを超え3,000平方メートル以下の建築物 28,000円</u> <u>(エ) 3,000平方メートルを超え5,000平方メートル以下の建築物 38,000円</u> <u>(オ) 5,000平方メートルを超える建築物 48,000円</u>

			方メートル以下の建築物 50,000円 (オ) 5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以下の建築物 85,000円 (カ) 10,000平方メートルを超え20,000平方メートル以下の建築物 145,000円 (キ) 20,000平方メートルを超え30,000平方メートル以下の建築物 188,000円 (ク) 30,000平方メートルを超える建築物 213,000円
(41)	<u>長期優良住宅の普及の促進に関する法律第8条第1項の規定に基づく長期優良住宅建築等計画の変更(変更部分について同法第6条第1項各号に掲げる基準に適合していることにつき、あらかじめ登録住宅性能評価機関による審査を受けたものを除く。)の認定の申請に対する審査</u>	<u>長期優良住宅建築等計画変更認定申請手数料</u>	次に掲げる区分に応じ、それぞれ当該区分に定める額(申請に併せて長期優良住宅の普及の促進に関する法律第8条第2項において準用する同法第6条第2項の規定に基づく申出がある場合にあっては、当該申請に係る建築物等ごとにそれぞれ那覇市建築確認等手数料条例別表第1に掲げる額(構造計算適合性判定を要する部分が含まれる場合にあっては同条例別表第2に掲げる額に100分の105を乗じて得た額を加えた額)を、当該申請に係る長期優良住宅建築等計画の変更の認定について同時に申請された住戸の合計数で除して得た額(その額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)を加算した額) ア 一戸建ての住宅 26,000円 イ 共同住宅等 当該長期優良住宅建築等計画の変更に係る部分の床面積の2分の1の面積(床面積の増加する部分にあっては、当該増加する部分の床面積)に対応する(39)の項手数料の額の欄イ(ア)から(ク)までに掲げる区分に応じ、それぞれ当該区分に定める額を、当該建築物に係る長期優良住宅建築等計画の変更の認定について同時に申請された住戸の

			<u>合計数で除して得た額</u> <u>(その額に100円未満の</u> <u>端数があるときはこれ</u> <u>を切り捨てた額)</u>
(42)	<u>長期優良住宅の普及</u> <u>の促進に関する法律</u> <u>第8条第1項の規定に</u> <u>基づく長期優良住宅</u> <u>建築等計画の変更(変</u> <u>更部分について同法</u> <u>第6条第1項各号に掲</u> <u>げる基準に適合して</u> <u>いることにつき、あら</u> <u>かじめ登録住宅性能</u> <u>評価機関による審査</u> <u>を受けたものに限</u> <u>る。)の認定の申請に</u> <u>対する審査</u>	<u>登録住宅性能評価機関</u> <u>による審査を受けた長</u> <u>期優良住宅建築等計画</u> <u>の変更認定申請手数料</u>	次に掲げる区分に応じ、そ れぞれ当該区分に定める額 (申請に併せて長期優良住 宅の普及の促進に関する法 律第8条第2項において準用 する同法第6条第2項の規定 に基づく申出がある場合に あっては、当該申請に係る 建築物等ごとにそれぞれ那 覇市建築確認等手数料条例 別表第1に掲げる額(構造計 算適合性判定を要する部分 が含まれる場合にあっては 同条例別表第2に掲げる額 に100分の105を乗じて得た 額を加えた額)を、当該申請 に係る長期優良住宅建築等 計画の変更の認定について 同時に申請された住戸の合 計数で除して得た額(その 額に100円未満の端数があ るときは、これを切り捨て た額)を加算した額) ア 一戸建ての住宅 3,000円 イ 共同住宅等 当該長 期優良住宅建築等計画 の変更に係る部分の床 面積の2分の1の面積 (床面積の増加する部 分にあつては、当該増 加する部分の床面積) に対応する(40)の項手 数料の額の欄イ(ア)か ら(ク)までに掲げる区 分に応じ、それぞれ当 該区分に定める額を、 当該建築物に係る長期 優良住宅等計画の変更 の認定について同時に 申請された住戸の合計 数で除して得た額(そ の額に100円未満の端 数があるときは、これ を切り捨てた額)
(43)	<u>長期優良住宅の普及</u> <u>の促進に関する法律</u> <u>第9条第1項の規定に</u> <u>よる同法第8条第1項</u> <u>の規定に基づく長期</u> <u>優良住宅建築等計画</u> <u>の変更の認定の申請</u> <u>に対する審査</u>	<u>譲受人を決定した場合</u> <u>における長期優良住宅</u> <u>建築等計画変更認定申</u> <u>請手数料</u>	<u>1件につき 3,000円</u>

(44)	長期優良住宅の普及の促進に関する法律第10条の規定に基づく地位の承継の承認申請に対する審査	長期優良住宅建築等計画の認定を受けた地位の承継承認申請手数料	1件につき 3,000円
(45)	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(平成18年法律第91号)第17条第1項(同法第18条第2項において準用する場合を含む。)の規定による認定申請に併せて同法第17条第4項の規定に基づく申出がある場合における特定建築物の建築等の計画に係る建築基準関係規定(建築基準法第6条第1項に規定する建築基準関係規定をいう。)の適合性に関する審査	特定建築物計画認定申請手数料	1件につき、当該申請に係る建築物等ごとにそれぞれ那覇市建築確認等手数料条例別表第1に掲げる額(構造計算適合性判定を要する部分が含まれる場合にあっては同条例別表第2に掲げる額に100分の105を乗じて得た額を加えた額)
(46)	その他諸証明	[略]	

那覇市条例第44号

平成21年12月28日

那覇市保育所設置及び管理条例の一部を改正する条例をここに公布する。

那覇市長 翁 長 雄 志

那覇市保育所設置及び管理条例の一部を改正する条例

那覇市保育所設置及び管理条例(1964年那覇市条例第8号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
[別表 別記]	[別表 別記]
備考 表の改正規定において、改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)及び改正部分に係る罫線に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)及び改正後部分に係る罫線がない場合には、当該改正部分及び当該改正部分に係る罫線を削る。	

付 則

この条例は、平成22年4月1日から施行する。

[改正前 別記]

別表(第2条関係)

名称	位置
[略]	
那覇市与儀保育所	[略]
<u>那覇市石嶺保育所</u>	<u>那覇市首里石嶺町2丁目122番地</u>
那覇市赤平保育所	[略]
[略]	

[改正後 別記]

別表(第2条関係)

名称	位置
[略]	
那覇市与儀保育所	[略]
那覇市赤平保育所	[略]
[略]	

那覇市条例第45号

平成21年12月28日

那覇市特別会計条例の一部を改正する条例をここに公布する。

那覇市長 翁 長 雄 志

那覇市特別会計条例の一部を改正する条例

那覇市特別会計条例(1971年那覇市条例第7号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後														
地方自治法(昭和22年法律第67号)第209条第2項の規定により、次の表の左欄に掲げる特別会計を同表の右欄に定める<u>各事業</u>のため設置する。 <table> <tr> <th>特別会計名</th><th>事業の名称</th></tr> <tr> <td colspan="2">[略]</td></tr> <tr> <td>那覇市市街地再開発事業特別会計</td><td>[略]</td></tr> </table>	特別会計名	事業の名称	[略]		那覇市市街地再開発事業特別会計	[略]	地方自治法(昭和22年法律第67号)第209条第2項の規定により、次の表の左欄に掲げる特別会計を同表の右欄に定める<u>事業又は事務</u>のため設置する。 <table> <tr> <th>特別会計名</th><th>事業<u>又は事務</u>の名称</th></tr> <tr> <td colspan="2">[略]</td></tr> <tr> <td>那覇市市街地再開発事業特別会計</td><td>[略]</td></tr> <tr> <td>那覇市病院事業債管理特別会計</td><td>病院事業債の償還事務</td></tr> </table>	特別会計名	事業 <u>又は事務</u> の名称	[略]		那覇市市街地再開発事業特別会計	[略]	那覇市病院事業債管理特別会計	病院事業債の償還事務
特別会計名	事業の名称														
[略]															
那覇市市街地再開発事業特別会計	[略]														
特別会計名	事業 <u>又は事務</u> の名称														
[略]															
那覇市市街地再開発事業特別会計	[略]														
那覇市病院事業債管理特別会計	病院事業債の償還事務														
備考 1 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。 2 改正後部分に対応する改正部分がない場合には、当該改正後部分を加える。 3 表の改正規定において、改正後部分及び改正後部分に係る罫線に対応する改正部分及び改正部分に係る罫線がない場合には、当該改正後部分及び当該改正後部分に係る罫線を加える。															

付 則
この条例は、公布の日から施行する。

那覇市条例第46号

平成21年12月28日

那覇市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を
改正する条例をここに公布する。

那覇市長 翁 長 雄 志

那覇市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例

那覇市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例(昭和47年那覇市条例第41号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(職員) 第2条 この条例で「職員」とは、議会の議員、委員会の非常勤の委員、非常勤の監査委員、審査会、審議会及び調査会等の委員その他の構成員、非常勤の調査員及び嘱託員その他の非常勤の職員(地方公務員災害補償法施行令(昭和42年政令第274号)第1条に規定する職員を除く。)で次の各号に掲げる者以外の者をいう。 (1) 〔略〕 (2) <u>船員保険法(昭和14年法律第73号)に基づく船員保険の被保険者</u> (3) 〔略〕 (4) <u>那覇市消防団員等公務災害補償条例(昭和51年那覇市条例第6号)の適用を受ける者</u> (規定外の事項) 第16条 この章に定めるもののほか、補償に関し必要な事項については、法第3章(第24条、第25条、第39条の2、第45条、<u>第46条及び第46条の2(船員である職員に関する部分に限る。)</u>を除く。)の規定の例による。	(職員) 第2条 〔略〕 (1) 〔略〕 (2) 〔略〕 (3) <u>那覇市消防団員等公務災害補償条例(平成18年那覇市条例第54号)の適用を受ける者</u> (規定外の事項) 第16条 この章に定めるもののほか、補償に関し必要な事項については、法第3章(第24条、第25条、第39条の2、第45条<u>及び第46条</u>を除く。)の規定の例による。
備考 1 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がない場合には、当該改正部分を削る。 2 改正部分に対応する改正後部分がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。	

付 則

- この条例は、平成22年1月1日から施行する。
- この条例の施行の日前に発生した事故に起因する公務上の災害又は通勤による災害について、補償を受ける権利を有する者が、同一の事由について雇用保険法等の一部を改

正する法律(平成19年法律第30号)附則第39条の規定による保険給付であって、那覇市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の規定による補償に相当するものを受ける場合には、当該者には同条例の規定による補償は行わない。

那覇市条例第47号

平成21年12月28日

那覇市都市モノレール整備基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

那覇市長 翁 長 雄 志

那覇市都市モノレール整備基金条例の一部を改正する条例

那覇市都市モノレール整備基金条例(昭和60年那覇市条例第25号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<u>(処分)</u> <u>第6条 基金は、都市モノレールの整備のため必要があるときは、その一部を、整備資金として又は都市モノレール建設に関連するバス事業者に対する適切な措置若しくは沖縄都市モノレール株式会社が行う都市モノレール建設に対する貸付けの原資として処分することができる。</u>	<u>(処分)</u> <u>第6条 基金は、次の各号のいずれかに該当する場合は、その全部又は一部を処分することができる。</u> <u>(1) 市が行う都市モノレール整備の費用に充てる場合</u> <u>(2) 都市モノレール整備に関連するバス事業者に対し適切な措置を講じるための費用に充てる場合</u> <u>(3) 沖縄都市モノレール株式会社が行う都市モノレール建設に対する貸付金又は補助金の財源に充てる場合</u>
備考 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。	

付 則
この条例は、公布の日から施行する。

那覇市条例第48号

平成21年12月28日

那覇市営住宅条例の一部を改正する条例をここに公布する。

那覇市長 翁 長 雄 志

那覇市営住宅条例の一部を改正する条例

那覇市営住宅条例(平成9年那覇市条例第35号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(改良住宅の収入超過者に関する認定) 第47条 市長は、第44条において準用する第15条第3項の規定により認定した入居者の収入の額(第44条において準用する第15条第4項の規定により更正したときは、その更正後の額。次条において同じ。)が<u>次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号の金額を超え、かつ、当該入居者が改良住宅に引き続き3年以上入居しているときは、当該入居者を収入超過者と認定し、その旨を通知する。</u> (1) <u>第6条第1項第3号アに掲げる場合</u> <u>17万8,000円</u> (2) <u>第6条第1項第3号ウに掲げる場合</u> <u>13万7,000円</u> 2 [略] (改良住宅の割増賃料) 第48条 [略] 2 割増賃料の額は、第45条の規定により定め、又は第46条第1項の規定により変更し、若しくは別に定めた家賃に<u>次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる率を乗じて得た額とする。ただし、その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。</u> (1) <u>入居者の収入の額が、第6条第1項第3号アに掲げる場合にあっては17万8,000円を超え20万円以下、同号ウに掲げる場合にあっては13万7,000円を超え20万円以下である場合</u> 0.3 (2) <u>入居者の収入の額が20万円を超え</u>	(改良住宅の収入超過者に関する認定) 第47条 市長は、<u>入居者が改良住宅に引き続き3年以上入居している場合に、</u>第44条において準用する第15条第3項の規定により認定した<u>当該入居者の収入の額</u>(第44条において準用する第15条第4項の規定により更正したときは、その更正後の額。次条において同じ。)が第43条第2項の規定により読み替えて準用される第6条第1項第3号ア又はウに掲げる<u>場合に応じ、それぞれ同号ア又はウに掲げる金額を超えるときは、当該入居者を収入超過者と認定し、その旨を通知する。</u> 2 [略] (改良住宅の割増賃料) 第48条 [略] 2 割増賃料の額は、第45条の規定により定め、又は第46条第1項の規定により変更し、若しくは別に定めた家賃に<u>0.8倍以下で市長が別に定める倍率を乗じた額とする。ただし、その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。</u>

24万2,000円以下である場合 0.5 (3) 入居者の収入の額が24万2,000円を超える場合 0.8	
3 [略]	3 [略]
備考 1 改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)に対応する改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)がない場合には、当該改正後部分を加える。 2 改正部分に対応する改正後部分がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。 3 改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。	

付 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例の施行の際現に改正前の那覇市営住宅条例第2条第2号の改良住宅に入居している者に係る収入超過者に関する認定及び改良住宅の割増賃料については、平成26年3月31日までの間は、この条例による改正後の第47条及び第48条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

規 則

那覇市規則第49号

平成21年12月28日

那覇市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例施行規則をここに公布する。

那覇市長 翁 長 雄 志

那覇市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例施行規則

（趣旨）

第1条 この規則は、那覇市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例（平成21年那覇市条例第41号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（長期継続契約を締結することができる契約）

第2条 条例第2条第1号に規定する契約は、次に掲げる物品を借り入れる契約とする。

- （1） 電子計算機（これに用いられるプログラム、データ及び周辺装置を含む。）
- （2） ソフトウェア
- （3） 事務用機器及び通信機器
- （4） 自動車
- （5） 前各号に掲げるもののほか、市長が適当と認める物品

2 条例第2条第2号に規定する契約は、次に掲げる継続的な役務の提供を受ける契約とする。

- （1） 物品を借り入れる契約に伴う保守
- （2） 施設又は設備の保守等
- （3） 前2号に掲げるもののほか、市長が適当と認める役務

（長期継続契約の契約期間）

第3条 前条に規定する長期継続契約の契約期間は、5年を上限とする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

（長期継続契約の入札公告等）

第4条 条例第2条の規定により長期継続契約を締結しようとする場合において、入札公告その他の契約の申込みの誘引を行うときは、次に掲げる事項を明示しなければならない。

- （1） 条例第2条第1号又は第2号の規定に基づく長期継続契約であること。
- （2） 各年度における長期継続契約の経費の予算の範囲内で契約を締結又は継続するものであること。
- （3） 予算の減額等による契約の変更等のある場合があること。

（長期継続契約の契約書）

第5条 条例第2条の規定により長期継続契約を締結しようとするときは、那覇市契約規則(1971年那覇市規則第13号)第3条第1項本文の規定にかかわらず、契約書を作成することとし、前条第2号及び第3号に掲げる事項を契約書に明記しなければならない。

(細目)

第6条 この規則に定めるもののほか、この規則の規定による長期継続契約に関する必要な事項は、市長が定める。

付 則

この規則は、条例の施行の日から施行する。

那覇市規則第50号

平成21年12月28日

那覇市保育所設置及び管理条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

那覇市長 翁 長 雄 志

那覇市保育所設置及び管理条例施行規則の一部を改正する規則

那覇市保育所設置及び管理条例施行規則(1964年那覇市規則第13号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後																						
(保育時間及び休所日) 第4条 保育所の保育時間は、次のとおりとする。 (1) [略] (2) 土曜日 午前7時30分から午後1時まで。ただし、那覇市宇栄原保育所、那覇市与儀保育所、<u>那覇市石嶺保育所</u>、那覇市鏡原保育所及び那覇市若狭浦保育所については、午前7時30分から午後6時30分までとする。 2 [略] 別表(第2条関係) <table border="1"> <tr> <th>名称</th><th>定員</th></tr> <tr> <td>[略]</td><td></td></tr> <tr> <td>那覇市与儀保育所</td><td>[略]</td></tr> <tr> <td><u>那覇市石嶺保育所</u></td><td><u>120人</u></td></tr> <tr> <td>那覇市赤平保育所</td><td>[略]</td></tr> <tr> <td>[略]</td><td></td></tr> </table>	名称	定員	[略]		那覇市与儀保育所	[略]	<u>那覇市石嶺保育所</u>	<u>120人</u>	那覇市赤平保育所	[略]	[略]		(保育時間及び休所日) 第4条 [略] (1) [略] (2) 土曜日 午前7時30分から午後1時まで。ただし、那覇市宇栄原保育所、那覇市与儀保育所、那覇市鏡原保育所及び那覇市若狭浦保育所については、午前7時30分から午後6時30分までとする。 2 [略] 別表(第2条関係) <table border="1"> <tr> <th>名称</th><th>定員</th></tr> <tr> <td>[略]</td><td></td></tr> <tr> <td>那覇市与儀保育所</td><td>[略]</td></tr> <tr> <td>那覇市赤平保育所</td><td>[略]</td></tr> <tr> <td>[略]</td><td></td></tr> </table>	名称	定員	[略]		那覇市与儀保育所	[略]	那覇市赤平保育所	[略]	[略]	
名称	定員																						
[略]																							
那覇市与儀保育所	[略]																						
<u>那覇市石嶺保育所</u>	<u>120人</u>																						
那覇市赤平保育所	[略]																						
[略]																							
名称	定員																						
[略]																							
那覇市与儀保育所	[略]																						
那覇市赤平保育所	[略]																						
[略]																							
備考 1 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がない場合には、当該改正部分を削る。 2 表の改正規定において、改正部分及び改正部分に係る罫線に対応する改正後部分及び改正後部分に係る罫線がない場合には、当該改正部分及び当該改正部分に係る罫線を削る。																							

付 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

那覇市規則第51号

平成21年12月28日

那覇市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

那覇市長 翁 長 雄 志

那覇市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

那覇市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則(昭和48年那覇市規則第1号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(趣旨) 第1条 この規則は、<u>那覇市議会の議員その他非常勤職員の公務災害補償等に関する条例</u>(昭和47年那覇市条例第41号。以下「条例」という。)の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。 (通勤による災害に係る一部負担金) 第24条の2 条例第22条の2第1項に規定する規則で定める職員は次の各号のいずれかに該当する者とする。 (1)～(4) [略] 2 [略]	(趣旨) 第1条 この規則は、<u>那覇市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例</u>(昭和47年那覇市条例第41号。以下「条例」という。)の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。 (通勤による災害に係る一部負担金) 第24条の2 [略] (1)～(4) [略] (5) <u>船員法(昭和22年法律第100号)第1条に規定する船員である者</u> 2 [略]
備考 1 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。 2 改正後部分に対応する改正部分がない場合には、当該改正後部分を加える。	

付 則

- この規則は、平成22年1月1日から施行する。
- この規則による改正後の第24条の2の規定は、この規則の施行の日(以下「施行日」という。)以後に発生した事故に起因する通勤による負傷又は疾病に係る療養補償を受ける職員について適用し、施行日前に発生した事故に起因する通勤による負傷又は疾病に係る療養補償を受ける職員については、なお従前の例による。

那覇市規則第52号

平成21年12月28日

那覇市職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

那覇市長 翁 長 雄 志

那覇市職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則

那覇市職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則(昭和58年那覇市規則第7号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後																																																														
別表第7(第22条関係) 昇格時号給対応表 ア [略] イ ウ 医療職給料表(2)昇格時号給対応表	別表第7(第22条関係) 昇格時号給対応表 ア [略] イ ウ 医療職給料表(2)昇格時号給対応表																																																														
<table><tr><th rowspan="2">昇格した日の 前日に受けて いた号給</th><th colspan="2">昇格後の号給</th></tr><tr><th>2級</th><th>3級～6級</th></tr><tr><td>[略]</td><td></td><td rowspan="11">[略]</td></tr><tr><td>58</td><td><u>34</u></td></tr><tr><td>59</td><td><u>35</u></td></tr><tr><td>60</td><td><u>36</u></td></tr><tr><td>61</td><td><u>37</u></td></tr><tr><td>62</td><td><u>37</u></td></tr><tr><td>63</td><td><u>38</u></td></tr><tr><td>64</td><td><u>38</u></td></tr><tr><td>65</td><td><u>39</u></td></tr><tr><td>66</td><td><u>39</u></td></tr><tr><td>67</td><td><u>40</u></td></tr><tr><td>[略]</td><td></td><td></td></tr></table>	昇格した日の 前日に受けて いた号給	昇格後の号給		2級	3級～6級	[略]		[略]	58	<u>34</u>	59	<u>35</u>	60	<u>36</u>	61	<u>37</u>	62	<u>37</u>	63	<u>38</u>	64	<u>38</u>	65	<u>39</u>	66	<u>39</u>	67	<u>40</u>	[略]			<table><tr><th rowspan="2">昇格した日の 前日に受けて いた号給</th><th colspan="2">昇格後の号給</th></tr><tr><th>2級</th><th>3級～6級</th></tr><tr><td>[略]</td><td></td><td rowspan="11">[略]</td></tr><tr><td>58</td><td><u>33</u></td></tr><tr><td>59</td><td><u>34</u></td></tr><tr><td>60</td><td><u>34</u></td></tr><tr><td>61</td><td><u>35</u></td></tr><tr><td>62</td><td><u>35</u></td></tr><tr><td>63</td><td><u>36</u></td></tr><tr><td>64</td><td><u>36</u></td></tr><tr><td>65</td><td><u>37</u></td></tr><tr><td>66</td><td><u>38</u></td></tr><tr><td>67</td><td><u>39</u></td></tr><tr><td>[略]</td><td></td><td></td></tr></table>	昇格した日の 前日に受けて いた号給	昇格後の号給		2級	3級～6級	[略]		[略]	58	<u>33</u>	59	<u>34</u>	60	<u>34</u>	61	<u>35</u>	62	<u>35</u>	63	<u>36</u>	64	<u>36</u>	65	<u>37</u>	66	<u>38</u>	67	<u>39</u>	[略]		
昇格した日の 前日に受けて いた号給		昇格後の号給																																																													
	2級	3級～6級																																																													
[略]		[略]																																																													
58	<u>34</u>																																																														
59	<u>35</u>																																																														
60	<u>36</u>																																																														
61	<u>37</u>																																																														
62	<u>37</u>																																																														
63	<u>38</u>																																																														
64	<u>38</u>																																																														
65	<u>39</u>																																																														
66	<u>39</u>																																																														
67	<u>40</u>																																																														
[略]																																																															
昇格した日の 前日に受けて いた号給	昇格後の号給																																																														
	2級	3級～6級																																																													
[略]		[略]																																																													
58	<u>33</u>																																																														
59	<u>34</u>																																																														
60	<u>34</u>																																																														
61	<u>35</u>																																																														
62	<u>35</u>																																																														
63	<u>36</u>																																																														
64	<u>36</u>																																																														
65	<u>37</u>																																																														
66	<u>38</u>																																																														
67	<u>39</u>																																																														
[略]																																																															
エ [略] 別表第7の2(第23条関係) 降格時号給対応表 ア [略] イ 医療職給料表(2)降格時号給対応表	エ [略] 別表第7の2(第23条関係) 降格時号給対応表 ア [略] イ 医療職給料表(2)降格時号給対応表																																																														
<table><tr><th rowspan="2">降格した日の 前日に受けて いた号給</th><th colspan="2">降格後の号給</th></tr><tr><th>1級</th><th>2級～5級</th></tr><tr><td>[略]</td><td></td><td rowspan="2">[略]</td></tr><tr><td>33</td><td><u>57</u></td></tr></table>	降格した日の 前日に受けて いた号給	降格後の号給		1級	2級～5級	[略]		[略]	33	<u>57</u>	<table><tr><th rowspan="2">降格した日の 前日に受けて いた号給</th><th colspan="2">降格後の号給</th></tr><tr><th>1級</th><th>2級～5級</th></tr><tr><td>[略]</td><td></td><td rowspan="2">[略]</td></tr><tr><td>33</td><td><u>58</u></td></tr></table>	降格した日の 前日に受けて いた号給	降格後の号給		1級	2級～5級	[略]		[略]	33	<u>58</u>																																										
降格した日の 前日に受けて いた号給		降格後の号給																																																													
	1級	2級～5級																																																													
[略]		[略]																																																													
33	<u>57</u>																																																														
降格した日の 前日に受けて いた号給	降格後の号給																																																														
	1級	2級～5級																																																													
[略]		[略]																																																													
33	<u>58</u>																																																														

34	<u>58</u>		34	<u>60</u>	
35	<u>59</u>		35	<u>62</u>	
36	<u>60</u>		36	<u>64</u>	
37	<u>62</u>		37	<u>65</u>	
38	<u>64</u>		38	<u>66</u>	
39	<u>66</u>		39	<u>67</u>	
[略]			[略]		
ウ [略]		ウ [略]			

備考 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。

付 則
この規則は、平成22年1月1日から施行する。

那覇市規則第53号

平成21年12月28日

那覇市営住宅条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

那覇市長 翁 長 雄 志

那覇市営住宅条例施行規則の一部を改正する規則

那覇市営住宅条例施行規則(平成10年那覇市規則第3号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後								
	<u>(改良住宅の割増賃料)</u> <u>第26条の2 条例第48条第2項の市長が別に定める倍率は、次に掲げる表の左欄に定める区分に応じてそれぞれ右欄に定める倍率とする。</u> <table> <tr> <th>入居者の収入</th><th>倍率</th></tr> <tr> <td>114,000円(条例第6条第1項第3号アに該当する場合にあっては、139,000円)を超え、158,000円以下</td><td>0.3</td></tr> <tr> <td>158,000円を超え、191,000円以下</td><td>0.5</td></tr> <tr> <td>191,000円超</td><td>0.8</td></tr> </table>	入居者の収入	倍率	114,000円(条例第6条第1項第3号アに該当する場合にあっては、139,000円)を超え、158,000円以下	0.3	158,000円を超え、191,000円以下	0.5	191,000円超	0.8
入居者の収入	倍率								
114,000円(条例第6条第1項第3号アに該当する場合にあっては、139,000円)を超え、158,000円以下	0.3								
158,000円を超え、191,000円以下	0.5								
191,000円超	0.8								
備考 1 改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)に対応する改正前の欄中下線が引かれた部分がない場合には、当該改正後部分を加える。 2 改正後の欄中の表(以下「改正後表」という。)の表示に対応する改正前の欄中に当該表の表示がない場合は、当該改正後表を加える。									

付 則

- この規則は、公布の日から施行する。
- この規則の施行の際現に那覇市営住宅条例の一部を改正する条例(平成21年那覇市条例第48号)の規定による改正前の那覇市営住宅条例第2条第2号の改良住宅に入居している者は、平成26年3月31日までの間は、この規則による改正後の第26条の2の規定は、適用しない。

那覇市規則第54号

平成21年12月28日

那覇市職員の給与に関する条例及び那覇市立病院企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例付則第4項及び第7項から第9項までの規定による給料等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

那覇市長 翁 長 雄 志

那覇市職員の給与に関する条例及び那覇市立病院企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例付則第4項及び第7項から第9項までの規定による給料等に関する規則の一部を改正する規則

那覇市職員の給与に関する条例及び那覇市立病院企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例付則第4項及び第7項から第9項までの規定による給料等に関する規則(平成19年那覇市規則第57号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(平成18年改正条例付則第7項の規則で定める職員) 第4条 平成18年改正条例付則第7項の規則で定める職員は、次に掲げる職員とする。 (1)～(5) [略] (平成18年改正条例付則第8項の規定による給料の支給) 第5条 切替日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員のうち、切替日以降に次の各号に掲げる場合に該当することとなった職員(当該各号の2以上の号に掲げる場合に該当することとなった職員(市長の定めるこれに準ずる職員を含む。次項において「特定職員」という。)を除く。)であって、その者の受ける給料月額が当該各号の区分に応じ当該各号に定める額に達しないこととなるものには、その差額に相当する額を平成18年改正条例付則第8項の規定による給料として支給する。	(平成18年改正条例付則第7項の規則で定める職員) 第4条 [略] (1)～(5) [略] <u>(6) 切替日以降に平成18年改正条例付則第7項から第9項までの規定による給料を支給される職員でなくなった職員</u> (平成18年改正条例付則第8項の規定による給料の支給) 第5条 切替日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員のうち、切替日以降に次の各号に掲げる場合に該当することとなった職員(当該各号の2以上の号に掲げる場合に該当することとなった職員(市長の定めるこれに準ずる職員を含む。次項において「特定職員」という。)を除く。)であって、その者の受ける給料月額が当該各号の区分に応じ当該各号に定める額に達しないこととなるもの<u>(前条第6号に掲げる職員(第1号に掲げる場合に該当することとなった職員を除く。))及び第1号に掲げる場合に該当することとなった職員であって切替日の前日に給料表の適用を異にする異動又は初任給基準異動があったものとした場合(切替日以降にこれらの異動が2回以上あった場合にあっては、切替日の前日にそれらの異動が順次あった</u>

(1) 給料表の適用を異にする異動又は初任給基準異動をした場合(第5号に掲げる場合を除く。)切替日の前日に当該異動があったものとした場合(切替日以降にこれらの異動が2回以上あった場合にあっては、切替日の前日にそれらの異動が順次あったものとした場合)に改正前の初任給規則第24条から第27条までの規定の例により同日において受けることとなる給料月額に相当する額

(2) 降格又は降任をした場合(改正初任給規則により職務の級が異なることとなった場合及び第5号に掲げる場合を除く。)切替日の前日において当該降格又は降任をしたものとした場合(切替日以降に降格又は降任を2回以上した場合にあっては、切替日の

ものとした場合。同号において同じ。)に同条第6号に掲げる職員に該当することとなるものを除く。)には、その差額に相当する額を平成18年改正条例付則第8項の規定による給料として支給する。

(1) 給料表の適用を異にする異動又は初任給基準異動をした場合(第5号に掲げる場合を除く。)切替日の前日に当該異動があったものとした場合に改正前の初任給規則第24条から第27条までの規定の例により同日において受けることとなる給料月額に相当する額(那覇市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(平成21年那覇市条例第39号)の施行の日(以下この項及び次条第1項において「基準日」という。)において同条例付則第3項第1号に規定する減額改定対象職員(以下この項及び次条第1項において「減額改定対象職員」という。)である者(基準日の翌日以降に給料表の適用を異にする異動又は初任給基準異動をした職員を除く。)及び基準日の翌日以降に給料表の適用を異にする異動又は初任給基準異動をした職員であって切替日の前日に当該異動があったものとした場合に基準日において減額改定対象職員である者となることとなるものにあつては、当該給料月額に相当する額に100分の99.76を乗じて得た額(その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額))

(2) 降格又は降任をした場合(改正初任給規則により職務の級が異なることとなった場合及び第5号に掲げる場合を除く。)切替日の前日においてその者が受けていた給料月額に相当する額(基準日において減額改定対象職員である者にあつては、当該給料月

前日にそれらの降格又は降任を順次したものとした場合に、改正前の初任給規則第23条又は第40条の規定の例により同日において受けることとなる給料月額に相当する額

(3) 切替日前における休職等期間を含む期間に係る復職時調整をされた場合(第5号に掲げる場合を除く。)切替日の前日に復職時調整をされたものとした場合に改正前の初任給規則第39条第1項又は平成18年改正条例付則第15項の規定による改正前の育児休業条例第6条第1項の規定の例により同日において受けることとなる給料月額に相当する額

(4) 育児短時間勤務を始めた場合 次に掲げる職員の区分に応じ、次に定める額

ア 育児短時間勤務又は育児休業法第17条の規定による短時間勤務をしている職員 切替日の前日においてその者が受けていた給料月額に相当する額に、那覇市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例(昭和47年那覇市条例第73号。以下「勤務時間条例」という。)第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額(その額に1円未満の端数が

額に相当する額に100分の99.76を乗じて得た額(その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額))から、降格又は降任をした日の前日に受けていた号給に対応する給料月額と降格又は降任後に受けることとなる号給に対応する給料月額との差額に相当する額(降格又は降任を2回以上した場合にあっては、それぞれの当該差額に相当する額を合算した額)を減じた額

(3) 切替日前における休職等期間を含む期間に係る復職時調整をされた場合(第5号に掲げる場合を除く。)切替日の前日に復職時調整をされたものとした場合に改正前の初任給規則第39条第1項又は平成18年改正条例付則第15項の規定による改正前の育児休業条例第6条第1項の規定の例により同日において受けることとなる給料月額に相当する額(基準日において減額改定対象職員である者にあつては、当該給料月額に相当する額に100分の99.76を乗じて得た額(その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額))

(4) 育児短時間勤務を始めた場合 次に掲げる職員の区分に応じ、次に定める額

ア 育児短時間勤務又は育児休業法第17条の規定による短時間勤務をしている職員 切替日の前日においてその者が受けていた給料月額に相当する額(基準日において減額改定対象職員である者にあつては当該給料月額に相当する額に100分の99.76を乗じて得た額)に、那覇市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例(昭和47年那覇市条例第73号。以下「勤務時間条例」という。)第2条第2項の規定により定められ

あるときは、その端数を切り捨てた額) イ アに掲げる職員以外の職員 切替日の前日においてその者が受けていた給料月額 (5) [略] 2 [略] (平成18年改正条例付則第9項の規定による給料の支給) 第6条 人事交流等職員(当該人事交流等職員となった日以降に前条第1項各号に掲げる場合に該当することとなった職員を除く。)であって、その者の受ける給料月額がその者が切替日の前日に人事交流等職員となったものとした場合に同日において受けることとなる給料月額に相当する額(市長の定める職員にあっては、<u>市長の定める額</u>)に達しないこととなるものには、その差額に相当する額を平成18年改正条例付則第9項の規定による給料として支給する。	たその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額(その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額) イ アに掲げる職員以外の職員 切替日の前日においてその者が受けていた給料月額に相当する額(基準日において減額改定対象職員である者にあつては当該給料月額に相当する額に100分の99.76を乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。) (5) [略] 2 [略] (平成18年改正条例付則第9項の規定による給料の支給) 第6条 人事交流等職員(当該人事交流等職員となった日以降に前条第1項各号に掲げる場合に該当することとなった職員を除く。)であって、その者の受ける給料月額がその者が切替日の前日に人事交流等職員となったものとした場合に同日において受けることとなる給料月額に相当する額(市長の定める職員にあっては<u>市長の定める額とし、当該職員以外の職員のうち、基準日において減額改定対象職員である者及び基準日の翌日以降に人事交流等職員となった職員のうち切替日の前日に人事交流等職員となったものとした場合に基準日において減額改定対象職員である者となることとなるものにあつては当該給料月額に相当する額に100分の99.76を乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。</u>)に達しないこととなるもの(第4条第6号に掲げる職員及び切替日の前日に人事交流等職員となったものとし
---	--

2 [略]	<u>た場合に同号に該当することとなる職員を除く。)</u>には、その差額に相当する額を平成18年改正条例付則第9項の規定による給料として支給する。 2 [略]
備考 1 改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)に対応する改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)がない場合には、当該改正後部分を加える。 2 改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。 3 改正部分に対応する改正後部分がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。	

付 則
この規則は、平成22年1月1日から施行する。